令和９年度　朝の読書推進図書セット貸出　実施要項

群馬県立図書館

１　趣旨

本事業は、児童・生徒の読書活動推進を目的とし、県内の各小・中・特別支援学校で行われる「朝の読書」を支援するため、図書セットの貸出を行う。

２　セットの内訳、募集校数、冊数及び期間等

種別	校数	セット内訳	貸出冊数	期間
小学校用	20校	低学年向け図書　40冊×２箱 中学年向け図書　40冊×２箱 高学年向け図書　40冊×２箱	前期　240冊 後期　240冊 （半期で図書交換）	令和９年２月 ～ 令和10年２月
中学校用	2校	いずれかを選択 （ア）中学生向け図書　40冊×６箱 （イ）中学生向け図書　40冊×４箱	年間計　480冊 ※イの場合 320冊	＊貸出・返却日は県立図書館が指定する
特別支援学校用	1校	内容・冊数は相談により決定する。（半期で図書交換）		

３　申込方法等

（１）下記ＵＲＬまたは二次元コードから申込フォームに入力してください。

https://logoform.jp/form/9cfD/asabook1

（２）申込上の注意

申込フォームに入力するメールアドレスは、所属代表アドレス（次年度も使用予定のもの、かつ担当者以外でも確認可能なもの）とし、必ずそのメールアドレスを使用すること。

（３）申込期限　**令和8年１１月１９日（木）１７時**

４　貸出決定について

「朝の読書推進図書セット貸出申込書」により貸出の可否を審査し、メールにて令和９年１月１５日（金）までに通知する。なお、申込多数の場合、優先順位は下記の通りとする。

①朝の読書活動に関心のある学校
②公共図書館未設置町村の学校
③遠隔地にあって当館の利用が困難な学校
④当事業を利用したことのない学校

５　貸出図書の扱いについて

（１）貸出･返却における図書の運搬は、原則各学校が行う。ただし、学校による運搬が難しい場合は、申込時に学校から相談があれば距離・日程等に基づき、当館による配送を検討する。

（２）図書の亡失・汚破損等について

亡失または汚破損等により以後の使用に耐えない状態となった場合は、別に定める「学校貸出用図書館資料賠償要項」を適用する。同要項の規定により、亡失・汚破損等の原因が児童・生徒による場合は、賠償を免除することができる（申請書を提出する）。

６　その他

（１）申込み等に係る書類については、県立図書館のホームページ（下記）からダウンロードすることもできる。

https://www.library.pref.gunma.jp　→学校・県内図書館のページ　→学校への貸出
→朝の読書推進図書セット

（２）近年の貸出校によるアンケートの回答を公開していますので、教室や図書館での利用方法等の参考にしてください（上記ホームページ）。

７　申込み・問合せ先

群馬県立図書館　企画・地域協力係　朝読書セット貸出担当
〒371−0017　群馬県前橋市日吉町 1−9−1
E-mail : katsura-m@pref.gunma.lg.jp
Tel : 027-231-3336